



全ト協発第178号（環）

令和5年7月6日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己



事業用自動車事故調査報告書の公表について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

今回発表された事案は、運転者に対する指導教育や運転者の健康管理が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、今後同種の事故を未然に防止するため、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ再発防止に積極的に取り組まれ、輸送の安全に万全を期すよう、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（参考）

○国土交通省報道発 HP : https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000575.html

※本件につきましては、全ト協のHPにもリンク掲載いたします。

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第38号
令和5年6月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに3件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回公表された事案は、<事案1>交差点右折時に横断歩道左側から横断していた被害者を認知できなかったことにより生じた大型乗合バスの衝突事故、<事案2>わき見運転をしたことにより生じた大型乗合バスの追突事故、<事案3>身体に異常を感じた後も運行を継続したことにより生じたタクシーの衝突事故の3件です。

これらの事案は、運転者に対する指導教育や運転者の健康管理が不十分であるなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願ひいたします。

記

[特別重要調査対象事故]

- ・事案1 大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）
：別添1、別紙1
- ・事案2 大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）
：別添2、別紙2

[重要調査対象事故]

- ・事案3 タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）
：別添3、別紙3

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）

【事故概要Ⅰ】 日時：令和2年4月19日午後2時58分頃

概要：東京都新宿区の十字路交差点において、乗合バスが乗客5名を乗せて運行中、青信号に従い右折する際、横断歩道を車両左側から横断していた幼児に衝突。この事故により、幼児が死亡。

【事故概要Ⅱ】 日時：令和2年7月24日午後4時25分頃

概要：神奈川県横浜市都筑区の丁字路交差点において、乗合バスが乗客6名を乗せて運行中、青信号に従い右折する際、横断歩道を車両左側から自転車で横断していた児童に衝突。この事故により、児童が死亡。

【事故原因Ⅰ】 ○動静不注視：横断歩道へ向かって進行している被害者を認知していたが、被害者が横断歩道上へ進入するおそれを予測せず、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り、横断歩道上に車両左側から進入しようとしている被害者を認知できず。

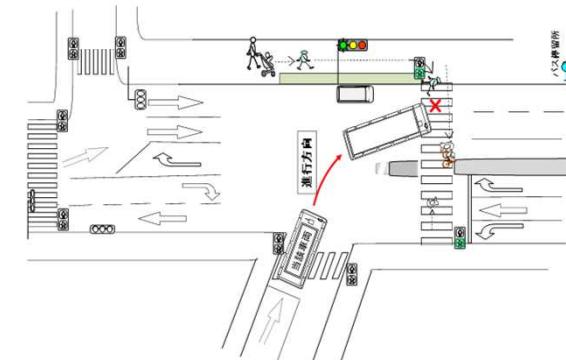
【事故原因Ⅱ】 ○安全不確認：横断歩道へ向かって進行している被害者を認知しておらず、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り、横断歩道上に車両左側から進入しようとしている被害者を認知できず。

- (共通) ○横断歩道の周辺における歩行者等の確認の不徹底：事業者は、交差点を通行する時は横断歩道上に進入しようとしている歩行者等がいないかなど横断歩道周辺の状況の確認を確実に行うことについて不徹底。
- 右左折時における横断歩道手前での一時停止の不徹底：事業者は、横断歩道手前で一時停止することについて不徹底。

【再発防止策】 ○横断歩道の周辺における歩行者等の確認の徹底 →運転者

(共通) ○右左折時における横断歩道手前での一時停止の徹底 →運転者

○ドライブレコーダーの映像の確認や添乗調査、街頭指導により、右左折時における横断歩道手前での一時停止が不十分な運転者に個別指導するなどきめ細かな指導・教育の徹底 →運行管理者



事故地点見取図Ⅰ



事故地点見取図Ⅱ

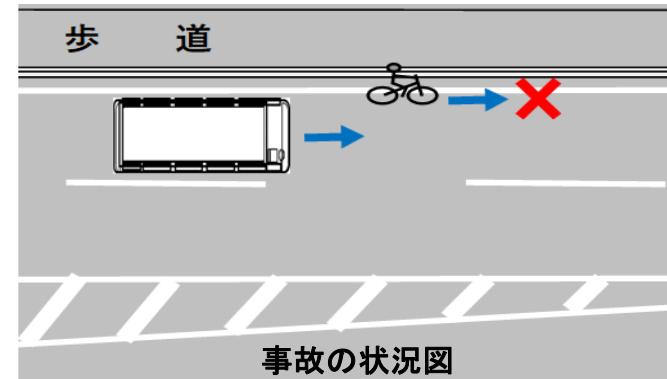


大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）

【事故概要】

- ・日時：令和3年8月28日 午後8時14分頃
- ・概要：乗合バスが、乗客23名を乗せて片側2車線の直線道路の第一通行帯を運行中、前方を同一方向に走行していた自転車に追突。

この事故により、自転車に乗っていた女性が死亡。



事故の状況図

【原因】

- わき見運転による前方不注意
 - ・夜間は昼間と比べて自転車が少ないと思い込んでいたため前方に対する注意が不十分となり、さらに、対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けて運転。
- 不十分な指導教育
 - ・走り慣れた経路であっても油断しない、夜間は前方の見通しが悪くなるため十分な車間距離をとるなど、自転車や夜間走行に関する注意事項や危険予測・回避についての指導教育は実施しているものの、これらの指導内容が理解され、徹底されているかについて、添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用した個別指導が不十分。



わき見運転は厳禁です。

○ 運行の安全を確保するための遵守事項

- ・運行中の運転者同士の挨拶は厳に慎むこと。
- ・運行中は運転に集中すること。



【再発防止策】

- 添乗調査やドライブレコーダーの映像記録により、運転者がわき見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施。 →運行管理者
- 対話型や実車等を用いた体験型の運転者教育を実施し、さらに、指導内容の理解度を確認。 →運行管理者

タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）

【事故概要】

- 日時：令和3年1月4日 午後7時1分頃
- 概要：タクシーが乗客1名を乗せて運行中、進路前方の赤信号の交差点に進入し、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者に次々と衝突。

この事故により、歩行者のうち1名が死亡、4名が重傷、1名が軽傷。なお、タクシー運転者は、意識朦朧状態で病院に搬送され、「くも膜下出血」と診断されたものであり、その後転院するも、最後まで意識を回復することなく、約3ヵ月後に死亡。



事故車両

【原因】

- 運転者
 - ・ 運行中、身体に異常を感じた後も運行を継続
- 事業者・運行管理者
 - ・ 健康起因事故の防止に係る会社全体の関心の低さ
 - ・ 運行中に身体の異常を感じた場合における連絡方法等、運行中止を実行するための具体的な運用手順等が未整備
 - ・ 運転者に対する指導・教育における、当該教育の効果を高めるための工夫等の不足
 - ・ くも膜下出血の危険因子を抱えた運転者に対する健康管理が不適切

✖
身体に異常を感じた
後も運行を継続

運行中



血圧はどうでしたか？
薬は飲みましたか？

点呼



【再発防止策】

- 健康起因事故の防止に関する会社全体の関心を高めるための取組徹底→事業者
- くも膜下出血の危険因子を抱えた運転者について、始業点呼時に血圧の状態や服薬の状況等の確認→運行管理者
- 運行中止に関する具体的な手順の整備→運行管理者
- 実際の事態を想定した訓練やグループミーティングの実施→運行管理者
- 脳健診の積極的な受診勧奨→事業者